

ハイリスク施設、保育所・幼稚園・小学校等で感染者が発生した場合

	医療機関、高齢者・障害児者施設	保育所、幼稚園、小学校等
濃厚接触の判断	<p>感染者の感染可能期間（※）中に以下の範囲に該当する者は濃厚接触があった者となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な感染防護なしに感染者を診察、看護若しくは介護していた者 感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防対策なしで、感染者と15分以上の接触があった者 <p>令和5年3月13日以降も、マスクを着用していないことのみをもって「濃厚接触者」とはせず、引き続き、個々の状況から総合的に判断する。</p> <p>※感染可能期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染者が有症状の場合：症状が出現した2日前から 感染者が無症状の場合：検査を受けた日の2日前から 	
濃厚接触者等の特定	施設の協力の下、保健所が濃厚接触者を特定し、行動制限を求める	当該施設が「濃厚に接触した者」を特定し、必要に応じて保健所と協議を行い、行動制限を求める
待機期間	<p>感染者と最後に接触した日から5日間経過するまで不要不急の外出自粛をお願いします。</p> <p>待機期間中に症状が出たり、悪化した場合には医療機関を受診してください。</p>	
自宅待機短縮	<p>2日目及び3日目に抗原定性検査キットで陰性確認した場合、3日目から待機解除可能となります。</p>	
感染者と濃厚接触があった者が検査を実施することで出勤可能となる対応	<p>感染者と濃厚接触のあった従事者は、以下の要件を満たす場合、毎日の検査により業務に従事することが可能です。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他の職員による代替えが困難な職員であること。 ○新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目接種後14日経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染者と濃厚接触がある者であること。 ○無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い、陰性が確認されていること。 ○感染者と濃厚接触があった当該職員の業務を、施設長等の管理者が了解していること。 	

（令和5年3月10日改正）